

標題 : 新型コロナウイルス感染症対応にかかる防疫等作業手当および特別休暇の取り扱いに関する対応について(その2)  
発信番号 : 自治労情報2023第0064号  
発信日付 : 2023年4月7日  
宛先(団体) :  
宛先 : 各県本部委員長様  
送信者(団体): 全日本自治団体労働組合  
送信者 : 中央執行委員長 川本 淳

日頃のご健闘に敬意を表します。

「新型コロナウイルス感染症対応にかかる防疫等作業手当の特例支給の取り扱いに関する対応について(その1)」(自治労情報2023第0019号(2023年2月21日))で通知しているとおり、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、現在の「2類」相当から「5類」に変更となることに伴い、国においてはこの間の防疫等作業手当・特別休暇に関する特例措置が廃止される恐れがあります。

しかし、今なお新型コロナウイルス感染症が終息していない状況下において、現場レベルにおいては懸命な患者対応が継続していることや、「5類」への移行後も、地方においては住民に直接サービスを提供する医療・福祉職場における感染拡大防止等の必要な対応は残ること、また、とくに非常勤職員については有給の病気休暇が整備されていない自治体が多いことから、無給で休まざるを得ないことなど、拙速な手当、休暇の見直しは時期尚早と考えます。

各単組におかれましては、5類感染症に変更される2023年5月8日以降も、現行の取扱いを続けるよう、交渉・協議をお願いいたします。